令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所管理免除許可申請（医師又は歯科医師による開設）について

【添付書類】

①　新たに管理者にしようとする者の履歴書（原本）、医師免許証の写し（原本照合必要）、臨床研修修了登録証の写し（原本照合必要）。

②　自ら管理できない事由等を証する書面

ア　病気療養が必要な場合は、医師の診断書の写し

イ　海外旅行を行う場合は、海外渡航行程表（期間確認のため）

ウ　公職等に就任する場合は、公職等の就任証明書（辞令等）

エ　その他やむを得ない理由を証明する書類等

【留意事項】

①　個人開設の診療所が対象となること。

②　次のいずれかに該当していること。

ア　病気療養のため管理することができないと認められるとき。

イ　海外旅行をするとき。

ウ　上記のほか、公職に就任する等やむを得ない理由があると認められるとき。

③　新たに管理者となる者は、臨床研修等修了医師（又は歯科医師）であり、他の病院、診療所、老人介護保健施設（併設の場合を除く）の管理者と兼務していないこと。

※　臨床研修修了登録証がない場合は、医師（又は歯科医師）の免許証において、医師は平成１６年３月３１日以前、歯科医師は平成１８年３月３１日以前に、免許を取得していることを確認する。

④　新たに管理者となる者は、当該診療所が診療日・診療時間の間は他の機関での勤務はできないこと。

⑤　開設者が管理できる状態になったときは、速やかに「診療所開設届出事項変更届」により届出を行うこと。

⑥　新たに管理者にしようとする者とは、臨床研修等修了医師（又は歯科医師）である他の者を意味するものであること。

⑦　高齢等を理由とした場合、管理免除の許可をすることは適当ではない。

⑧　許可には期間を付することを原則とし、期間は、例えば病気療養の場合は、診断書の記載から必要と認められる療養に要する期間とする。